

令和5年第2回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第1号）
令和5年10月20日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年10月20日（金）午後1時30分開会

日程第1 議長の選挙について

第2 議席の指定について

第3 会議録署名議員の指名について

第4 会期の決定について

第5 副議長の選挙について

第6 2定報告第1号 繰越明許費について

第7 2定議案第1号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）
について

第8 2定議案第2号 令和4年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

第9 2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び
和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

12番 出口晴夫君

13番 正木秀男君

14番 西尾智朗君

15番 中井照恵君

16番 大石哲雄君

17番 間所正好君

18番 岡本克敏君

19番 曾根和仁君

20番 藤社和美君

21番 福田忠由君

22番 久原拓美君

23番 檜原貴子君

24番 谷久司君

25番 吉村聡一郎君

26番 北地稔君

○議員定数 26名

○欠員 0名

○出席議員の氏名（26名）

議席番号	氏名
1番	加藤喜則君
2番	市橋宗行君
3番	安達克典君
4番	宮井章君
5番	尾崎博文君
6番	尾花功君
7番	久保浩二君
8番	安達幸治君
9番	吉良康利君
10番	大坂一彦君
11番	原田覚君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管理者	真砂充敏君
副管理者	田岡実千年君
副管理者	小谷芳正君
副管理者	井潤誠君
副管理者	西前啓市君
副管理者	田嶋勝正君
上富田町副町長	山本敏章君
すさみ町環境保健課長	南典和君
那智勝浦町住民課長	太田貴郎君
太地町住民福祉課長	下津公広君
会計管理者	樫畑淳子君
事務局長	栗畑昌典君
事務局	尾花秀平君
田辺市廃棄物処理課長	井潤伴好君
みなべ町生活環境課長	前田善伸君
白浜町生活環境課長	榎本崇広君
上富田町住民課長	瀬田和哉君
古座川町住民生活課長	久保日出樹君
串本町住民課長	瓜田政稔君
新宮市生活環境課係長	谷口洋平君

○書記出席者

書記 橋本善行君

午後1時30分開会

○事務局長（栗畑昌典君）

皆様、こんにちは。

私は、紀南環境広域施設組合事務局長の栗畑でございます。よろしくお願ひ致します。

定例会に先立ちまして御報告の方がございませんので、申し上げます。

現在、本組合の正副議長に係ることといたしまして、議長たる田辺市議会選出議員及び副議

長たる新宮市議会選出議員の辞職に伴い、議長及び副議長が欠員となっております。

したがいまして、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、出席議員の中で年長議員の方が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

本日の出席議員のうち、当該議員の方は古座川町議会選出の谷久司議員でございます。

谷議員、恐れ入りますが、議長席におつき願ひします。

○臨時議長（谷久司君）

ただいま、御紹介をいただきました谷久司でございます。

年長のゆえをもって、議長が決まるまで臨時議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位にはご協力のほどよろしくお願ひいたします。

さて、本日の出席議員は26名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の令和5年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会します。

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は当組合業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会におきましては、繰越事業の報

告1件、議案としましては、令和5年度一般会計補正予算と令和4年度一般会計歳入歳出決算、他1件となっております。今決算につきましては、最終処分場を供用開始して、初めてまる1年間の経費が反映されております。

御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（谷久司君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。私の方からは、日程第1、議長の選挙までの議事を運営いたします。

以後の日程につきましては、新議長が運営されますので、ご了承願います。

なお、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の定例会以降、田辺市、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、串本町において、新たに選出されました議員の皆様方について、事務局より御紹介いたさせていただきます。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

それでは命によりまして、私の方から新たに各市町の議会から選出され、本組合議員になりました皆様方を仮議席順に、御紹介申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度、自席にて自己紹介をお願いいたします。

ではまず、田辺市市議会議員の加藤喜則 議員でございます。

○加藤喜則議員

皆さんこんにちは。田辺市の加藤です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の市橋宗行 議員でございます。

○市橋宗行議員

こんにちは。同じく市議会の市橋宗行です。どうか、よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の安達克典 議員でございます。

○安達克典議員

安達克典です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の宮井章 議員でございます。

○宮井章議員

田辺市議会の宮井章でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の尾崎博文 議員でございます。

○尾崎博文議員

はい、田辺市議の尾崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議長の尾花功 議員でございます。

○尾花功議員

尾花功です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の久保浩二 議員でございます。

○久保浩二議員

久保です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

田辺市議会議員の安達幸治 議員でございます。

○安達幸治議員

安達幸治です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

新宮市議会議員の吉良康利 議員でございます。

○吉良康利議員

吉良です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

新宮市議会議員の大坂一彦 議員でございます。

○大坂一彦議員

はい、新宮市議会から参りました大坂でございます。
どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

すさみ町議会議員副議長の間所正好 議員でございます。

○間所正好議員

すさみ町の間所正好です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

すさみ町議会議長の岡本克敏 議員でございます。

○岡本克敏議員

岡本です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

那智勝浦町議会議長の曾根和仁 議員でございます。

○曾根和仁議員

曾根和仁です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

那智勝浦町議会議員の藤社和美 議員でございます。

○藤社和美議員

藤社和美と申します。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

太地町議会議長の福田忠由 議員でございます。

○福田忠由議員

福田です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

串本町議会議員の吉村聡一郎 議員でございます。

○吉村聡一郎議員

串本町の吉村聡一郎です。
よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

串本町議会議員の北地稔 議員でございます。

○北地稔議員

串本町議員の北地です。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局長（栗畑昌典君）

以上のとおり、田辺市議会から8名、新宮市議会から2名、すさみ町議会から2名、那智勝浦町議会から2名、太地町議会から1名、串本町議会から2名の計17名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議長の選挙について

○臨時議長（谷久司君）

それでは、日程に入ります。

日程第1「議長の選挙」を行います。

本件につきましては、田辺市議会選出議員の改選に伴い、議員が辞職していることに伴い、現在、議長が欠員となっておりますので行うのであります。

この場合、お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選で行うことといたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（谷久司君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、私、臨時議長において指名することにいたします。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（谷久司君）

異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

従前の議長は、田辺市議会の議長の職にある方をお願いしておりますので、今回もその例により、本組合議会の議長には、田辺市議会議長の尾花功 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました尾花功 君を本組合議会の議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（谷久司君）

異議なしと認めます。

よって、尾花功 君が、本組合議会の議長に当選されました。

ただいま当選されました尾花功 君に通告します。

あなたは、選挙の結果、議長に当選されましたので、本組合議会会議規則第33条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

尾花功 君。

○6番（尾花功君）

只今、臨時議長からご指名いただきました田辺市議会の尾花です。

なにぶん、なかなか不慣れですけれども、スムーズな運営に努めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

（会場から拍手あり）

○臨時議長（谷久司君）

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。

議長は議長席におつき下さい。

皆さん、御協力ありがとうございました。

（議長席交代）

○議長（尾花功君）

それでは、先ほど、臨時議長より、日程第2「議席の指定」以降の議事日程については、新議長が選出されてから運営されたいとのことであります。

特に日程の変更もありませんので、お手元に配付の日程に従い、会議を進めます。

9番 新宮市 吉良 康利 君、
10番 新宮市 大坂 一彦 君
17番 すさみ町 間所 正好 君
18番 すさみ町 岡本 克敏 君
19番 那智勝浦町 曾根 和仁 君
20番 那智勝浦町 藤社 和美 君、
21番 太地町 福田 忠由 君、
25番 串本町 吉村 聡一郎 君、
26番 串本町 北地 稔 君、
以上でございます。

○議長（尾花功君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第2「議席の指定」を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。

議員の氏名と議席番号を朗読いたさせます。

事務局長、栗畑昌典 君。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

それでは命によりまして、新しく選出されました17名の議員の議席を朗読いたします。

1番 田辺市 加藤喜則 君、
2番 田辺市 市橋宗行 君、
3番 田辺市 安達克典 君
4番 田辺市 宮井 章 君、
5番 田辺市 尾崎 博文 君
6番 田辺市 尾花 功 君
7番 田辺市 久保 浩二 君、
8番 田辺市 安達 幸治 君、

日程第3 会議録署名議員の指名について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、

1番 加藤 喜則 君、15番 中井 照恵 君、
以上、2名の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、2番 市橋 宗行 君、16番 大石 哲雄 君、以上、2名の諸君を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○議長（尾花功君）

次に、日程第4「会期の決定について」を上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。
これに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 5 副議長の選挙について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第 5 「副議長の選挙」を行います。

本件につきましては、副議長たる新宮市議会選出議員の辞職に伴い、現在、副議長が欠員となっておりますので行うものであります。

この場合、お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選により行うことといたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたします。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

従前の副議長は、新宮市議会選出議員にお願いしておりましたので、今回もその例により、本組合議会の副議長に、新宮市議会議員の大坂一彦 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました大坂一彦 君を本組合議会の副議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、大坂一彦 君が、本組合議会の副議長に当選されました。

ただいま当選されました大坂一彦 君に通告いたします。

あなたは、選挙の結果、副議長に当選されましたので、本組合議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

10 番、大坂一彦 君。

○10 番（大坂一彦君）

はい、10 番。

恐れ入ります。新宮市から参りました大坂でございます。

副議長に、この会の副議長にご推挙、御選任いただきました。まだまだ若輩ではありますけれども、このうえはしっかり議長をお支えして努めてまいりたいと思います。

どうぞ、よろしくお願い致します。

日程第 6 2 定報告第 1 号 繰越明許費について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第6「2定報告第1号 繰越明許費について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏 君。

○管理者（真砂充敏君）

2定報告第1号 繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典 君。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

2定報告第1号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページでございます。

繰越明許費につきましては、一般会計において令和5年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

内容につきましては、2ページの令和4年度紀南環境広域施設組合繰越明許費繰越計算書のとおり地域振興事業費負担金299万108円を翌年度へ繰り越し致しましたので、報告するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（尾花功君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。

2定報告第1号は、以上で終わります。

日程第7 2定議案第1号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算(第1号)について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第7「2定議案第1号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算第1号について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏 君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第1号 令和5年度 紀南環境広域施設組合一般会計補正予算第1号について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、組合議会の議決をお願いするものであります。

一般会計補正予算は、債務負担行為の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典 君。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

2定議案第1号、令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページ及び4ページでございます。

本件につきましては、広域廃棄物最終処分場運転管理業務委託に関する債務負担行為の補正を行うものであり、人件費高騰による設計金額

の変更により債務負担行為の限度額を 250 万円増額し、8,080 万円とするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2 定議案第 1 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、2 定議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 2 定議案第 2 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第 8 「2 定議案第 2 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏 君。

○管理者（真砂充敏君）

2 定議案第 2 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典 君。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

2 定議案第 2 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の 6 ページをお願いいたします。

令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書でございます。

詳細につきましては、8 ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず 6 ページ歳入における合計でございますが、予算現額が 1 億 8,777 万 1 千円、調定額と収入済額がともに 1 億 8,679 万 1,180 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス 97 万 9,820 円となっております。

続いて、7 ページをお願いいたします。

歳出における合計につきましては、予算現額 1 億 8,777 万 1 千円に対し、支出済額 1 億 7,548 万 2,944 円、翌年度繰越額 299 万 108 円、したがって、不用額は 929 万 7,948 円、予算現額と支出済額との比較は 1,228 万 8,056 円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に

記載のとおり 1,130 万 8,236 円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の 8 ページをご覧ください。

歳入歳出決算書事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金の、1 節 総務費負担金でございますが、予算現額 3,346 万 7 千円に対し、調定額及び収入済額はともに 3,135 万 7,719 円であります。

内容と致しまして、構成市町からの議会費及び総務費に係る負担金収入でございます。

なお、令和 4 年度において田辺市の総務費負担金額決算額 1,644 万 7,180 円は、田辺市業務と兼務を行っていた職員 1 名分の給与等の田辺市兼務分 404 万 2,818 円と当該組合経費として各市町の負担割合で算出した総務費負担金 1,240 万 4,362 円の合計した額 1,644 万 7,180 円となっております。

また、2 節 衛生費負担金でございますが、予算現額が 1 億 3,802 万 1 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 1 億 3,128 万 6,547 円で、内容は、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

次に、9 ページの 2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 衛生使用料の 1 節 清掃使用料でございます。

予算現額 1,170 万 5 千円に対し、調定額及び収入済額につきましても、ともに 1,159 万 6,134 円で、これは、産業廃棄物の処分に係る廃棄物処理施設使用料でございます。

続いて、10 ページをお願い致します。

3 款 県支出金、1 項 県補助金、1 目 衛生費県補助金の 1 節 清掃費補助金でございます。

予算現額 182 万 1 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 158 万 9 千円で、これは、県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金でございます。

次に、10 ページから 11 ページにかけての 4 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 利子及び配当金の 1 節 利子及び配当金でございますが、予算現額 2 万 9 千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 29 円であります。

これは基金運用に伴う利子収入で、廃棄物最終処分場運営適正化基金における利子が 29 円であります。

次に、11 ページから 12 ページにかけての 5 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金、1 節 前年度繰越金でございますが、予算現額 272 万 7 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 1,095 万 3,928 円であります。

これは、令和 4 年度地域振興事業費負担金に係る繰越金等であります。

次に、12 ページの、6 款 諸収入、1 項 雑入、1 目 雑入でございますが、1 節 雑入の予算現額 1 千円に対し、調定額及び収入済額はともに 7,823 円であります。

これは、会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分であります。

以上、歳入につきましては、13 ページの下段に記載のとおり、予算現額が 1 億 8,777 万 1 千円で、調定額、収入済額がともに 1 億 8,679 万 1,180 円、不納欠損額、収入未済額がともに 0 円となっております。

続きまして、14 ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、第 1 款 議会費でございます。

予算現額 51 万円に対し、支出済額が 37 万 1,905 円となっており、不用額は 13 万 8,095 円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬や定例会へのご案内ほか各種通知に要した通信費でございます。

続きまして、15 ページをお願い致します。

2 款 総務費でございます。

予算現額 3,365 万 9 千円に対し、支出済額が 3,243 万 823 円となっており、不用額は 122 万

8,177円であります。

主な内容でございますが、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬 支出済額 184万8,922円は、監査委員、管理者、副管理者及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。また、2節 給料 支出済額 1,374万6千円は組合職員3人分の給料でありまして、16ページの3節 職員手当等 支出済額 858万4,889円も同じく、その組合職員3人分の職員手当でございます。

さらに、4節 共済費 支出済額 516万7,035円につきましても、同じく組合職員3人分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

次に、10節 需用費 支出済額 40万7,740円は、組合事務の執行や事務所の維持管理等に要する消耗品費、車両修繕料等でございます。

続いて、16ページから17ページにかけての11節 役務費 支出済額 62万5,139円は、電話代等の通信費及び事務所運営に係る各種手数料等でございます。

次に、17ページ 12節 委託料 支出済額 126万6,881円は、当組合の管理棟における法定点検、その他必要な各種業務に係る委託料でございます。

さらに、13節 使用料及び賃借料 支出済額 71万8,289円は、電子計算機及び付属器具、複写機等の借料等でございます。

続きまして、3款 衛生費でございます。

予算現額1億5,260万2千円に対し、支出済額が1億4,268万216円、翌年度繰越額が2,990万108円となっており、不用額は693万1,676円でございます。

主な内容でございますが、18ページ 1項 清掃費、1目 廃棄物処理費 10節 需用費 支出済額 1,377万1,843円は、浸出水処理施設の稼働に必要な光熱水費及び薬剤費等でございます。

また、11節 役務費 支出済額 85万632円は放流水及び地下水に係る水質検査等に係る手数

料でございます。

さらに、12節 委託料 支出済額 1,951万1,800円は埋立処分地及び浸出水処理施設の運転管理業務等に係る委託料でございます。

続いて、19ページの18節 負担金補助及び交付金 支出済額 9,785万6,763円は、平成30年度から取り組んでおります稲成地区における地域振興事業費負担金が主なものでありまして、その内訳は、令和4年度分が9,522万963円、令和3年度繰越明許分が263万5,800円となっております。

なお、地域振興事業費負担金299万108円につきましても、翌年度へ繰り越しております。次に、24節 積立金 支出済額 1,000万7,163円は、主に廃棄物処理施設使用料の剰余分を廃棄物最終処分場運営適正化基金として積み立てたものであります。

なお、19ページから20ページにかけての、4款 予備費につきましても、充当はございませんでしたので、予算現額100万円に対し支出済額が0円、よって不用額100万円となっております。

以上、歳出合計につきましても、20ページの下段に記載のとおり、予算現額1億8,777万1千円に対し、支出済額が1億7,548万2,944円、翌年度繰越額が299万108円、不用額が929万7,948円となっております。

続きまして、21ページをお願い致します。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額1億8,679万1千円、2 歳出総額1億7,548万3千円となり、3 歳入歳出差引額1,130万8千円から、4 翌年度へ繰り越すべき財源と致しまして繰越明許費繰越額299万円を差し引いた、5 実質収支額は831万8千円となります。

また、6 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

続いて、22ページをお願い致します。

財産に関する調書でございます。

1 公有財産につきましては、土地の決算年度末現在高は、14万8,042.13平方メートル、建物の決算年度末現在高は、延面積が1,191.05平方メートルでございます。

次に、2の物品につきましては普通乗用車1台、普通貨物車1台、軽四輪貨物車1台、建設機械3台の計6台となっております。

3の債権はございません。

4の基金につきましては、施設整備事業基金の決算年度末現在高が0円、廃棄物最終処分場運営適正化基金の決算年度末現在高が2,998万101円の合計2,998万101円でございます。

最後に、紀南環境広域廃棄物最終処分場の稼働状況につきまして併せてご報告申し上げます。令和4年度における埋立量の実績と致しましては、一般廃棄物6,926.93トン、産業廃棄物544.17トン、計7,471.1トンを処分しております。また、浸出水処理施設において処理をした放流水につきましては、関係省令に定める基準値をすべて下回っており、適正な水質管理を行っております。これらにつきましては、議案書とは別冊でお配りしております、令和4年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書の4ページから6ページにかけて記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上で、2定議案第2号 令和4年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、認定のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

説明が終了いたしました。

引き続き、監査委員の意見を求めます。

監査委員 原田覚 君。

○監査委員（原田覚君）

私の方から、監査報告をさせていただきます。審査は、去る8月24日、山本監査委員と一緒

に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視しました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正なものと同認しました。

以上、監査報告といたします。

○議長（尾花功君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○久保浩二 議員

議長。

○議長（尾花功君）

7番 久保浩二 君。

○久保浩二 議員

7番 久保でございます。

説明された中の19ページ、負担金補助及び交付金で繰越明許含めて97,856,763円の実質額がありますが、これの用途についてご説明頂けますか。

○議長（尾花功君）

7番、久保浩二君の質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外 事務局、栗畑。

お答えいたします。

令和4年度に稲成町の振興事業として行った事業がありまして、主なものとして、稲成町の総合文化センター、これは公民館ですが、公民館の建設工事及び下村、谷、荒光等の道路改良工事などがございます。

以上でございます。

○議長（尾花功君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第2号 令和4年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第2号は、原案のとおり認定されました。

日程第9 2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（尾花功君）

続いて、日程第9「2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏 君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第3号につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退させるため、当総合事務組合の規約の変更をするにあたって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 柴畑昌典 君。

○事務局長（柴畑昌典君）

はい、議長。番外局長、柴畑。

2定議案第3号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページ及び24ページでございます。

本件につきましては、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するに伴い、同日付けで和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更を、関係する地方公共団体であります当組合において決議するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾花功君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

閉 議

○議長（尾花功君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（尾花功君）

それでは、これをもって、令和5年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

午後 2時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月5日

紀南環境広域施設組合

議 長 尾 花 功

議 員 加 藤 喜 則

議 員 中 井 照 恵